

令和3年度柴田町議会9月会議会議録（第1号）

出席議員（18名）

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
7番	安藤義憲	君	8番	佐久間光洋	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	吉田和夫	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君	14番	佐々木裕子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	平間奈緒美	君	18番	高橋たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	水上祐治	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	鈴木俊昭	君
まちづくり政策課長	藤原政志	君
財政課長	森浩	君
税務課長	安彦秀昭	君
町民環境課長	遠藤稔	君
健康推進課長	水戸浩幸	君
福祉課長	八矢英二	君
子ども家庭課長	大山薫	君
商工観光課長	沖館淳一	君

都市建設課長	水戸英義君
上下水道課長	曲竹浩三君
槻木事務所長	一条敏貴君
代表監査委員	大宮正博君

教育委員会部局

教育長	船迫邦則君
教育総務課長	佐藤正人君

事務局職員出席者

議会事務局長	大川原真一
次長	太田健博
主任主査	今野裕介
主事	佐藤麻美

議事日程（第1号）

令和3年9月6日（月曜日） 午前9時30分 再会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 開催期間の決定
- 第 4 諸報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 町政報告
- 第 5 報告第 8号 専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 6 報告第 9号 専決処分の報告について
(柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例)
- 第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第12号 教育委員会委員の任命について
- 第10 議案第13号 柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第14号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

- 第12 議案第15号 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例及び柴田町手数料条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第16号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負変更契約について
- 第14 議案第17号 令和3年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約について
- 第15 議案第18号 令和3年度二本杉町営住宅建替事業二本杉公園整備工事請負契約について
- 第16 議案第19号 財産の無償貸付について
- 第17 議案第20号 令和3年度柴田町一般会計補正予算
- 第18 議案第21号 令和3年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第19 議案第22号 令和3年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第20 議案第23号 令和3年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第21 議案第24号 令和3年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第22 議案第25号 令和3年度柴田町下水道事業会計補正予算
- 第23 一般質問
- (1) 吉田和夫 議員
 - (2) 平間奈緒美 議員
 - (3) 石森靖明 議員
 - (4) 伊東潤 議員
 - (5) 秋本好則 議員
 - (6) 吉田清 議員
 - (7) 小田部峰之 議員
 - (8) 白内恵美子 議員
 - (9) 大坂三男 議員
 - (10) 加藤滋 議員
 - (11) 平間幸弘 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和3年度柴田町議会9月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

また、議会の新型コロナウイルス感染防止対策に基づき、9月会議中、執行部への出席要求は議会基本条例第5条第2項の規定により必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 議席の指定

○議長（高橋たい子君） 日程第1、議席の指定を行います。

9月会議の議席は、会議規則第3条第3項の規定により、ただいま着席のとおりといたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番平間幸弘君、10番桜場政行君を指名いたします。

日程第3 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第3、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。9月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から9月22日までの17日間、うち7日と8日及び11日から21日までを議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質4日間と意見が一致いたしました。よって、9月会議の開催期間は本日から9月22日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から9月22日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付いたしました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、令和2年度各種会計決算についての総括質疑の要旨は、議会運営委員会の協議の結果、本日午前9時30分まで議長へ提出となっております。

総括質疑は3名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。

総括質疑は9月10日に行いますので、ご了承願います。

なお、9月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

次の日程に入る前に申し上げます。

9月会議中、新型コロナウイルス感染症防止のため、マスクは常時着用の上、マイクを使用する際はマイクカバーの着用及び発言後の消毒についてご協力をお願いするとともに、発言は簡潔に行うようお願いいたします。

なお、換気のため、審議の途中でもおおむね50分ごとに10分以上休憩することといたしますので、ご承知願います。

日程第4 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第4、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、議会の新型コロナウイルス対策のため事前にお手元に配付いたしましたので、これをもって町長の発言に代えることといたします。

これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。

町政報告の「新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金事業の進捗状況について」で質問いたします。

2番目の緊急小口資金と、それから3番目の準要保護認定を受けている世帯に対する支援と、

それから7番目の事業継続支援金支給事業、それから8番目の事業者家賃支援事業についてです。理想は10割に近づくことだと思えるんですけども、この数字になっている理由をそれぞれ伺います。

それから、5番目の衛生用品についてなんですけれども、受け取りに行った人が「もうなくなりました」とかということで帰されることのないように、十分に気を遣っていただきたいと思いますが、これは必要とする人がいる以上、ずっと続ける事業だと思ってよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） 福祉課です。

2番目の緊急小口資金利用者家計支援事業についてでございます。この事業につきましては、最初に国のほうの小口資金を利用した方、20万円の特例措置がございます。この方たちに対して、借りたものの証明というか、借りた証書、決定通知書をもって5万円を給付する、援助しますという制度になっております。今、国の制度は6月末まで、あと8月末まで、今回11月末までと3か月ごとに延長措置が受けられております。

柴田町の場合に関しましては、令和3年度におきまして100人分の応援金を確保しております。

今現在、緊急小口資金の利用者に関しましては50件の決定通知を受けて、その方たちは申請しておるといところでございます。今後、また申請決定があり次第、順次応援給付金の申請をしていただいて、支給してまいるといことになっております。

○議長（高橋たい子君） 続いて、教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤正人君） 準要保護に係る就学援助費受給認定者家計支援事業、対象見込み世帯の約9割に支給しましたということなんですけども、この計画を作成した時点では75世帯を見込んでおりました。現時点では、対象世帯は69世帯。69世帯全てに7月16日、振込を完了させていただいております。以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 教育総務課長、もう1件ございましたけれども。5番目。

○教育総務課長（佐藤正人君） それでは、続けて生理用品、726パックの配付を終了しましたということなんですけども、小中学校におきましては7月19日に全て、9小中学校に576パックを納品させていただいております。7月19日ということで、すぐ学校のほうは夏休みに入ってしまったんですが、当然学校のほうでは保健室だよりとか学校のお便りとかに載せて、児童生徒

のほうにもそういうような内容を周知させていただいております。

これからも、保健室のほうには十分生理用品がありますので、そちらのほうで十分対応できるかと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、商工観光課長。

○商工観光課長（沖館淳一君） 商工観光課です。

7番目の事業継続支援金、それから8番目の事業者家賃支援事業についてのご質問です。

進捗率を見ますと、まだそんなに大きくは伸びていない状況になってございます。この2点の事業に関しましては、まず一つ収入が20%以上減収した事業者さんということで条件をつけさせていただいてございます。その収入状況について、町のほうではなかなか把握することができないということがございます。それから、見込数を多めに取っているというか、予算が足りなくならないように、申請いただいた際に予算が足りなくてお支払いのほうを少し待っていただくというようなことがないように、予算のほうもなるべく多めのというか、マックスの数字で押さえてございます。そういったことがありまして、件数的に伸びていないというような状況があるのかなというふうに思っております。

事業継続支援金につきましては、10月で申込みは1回締め切らせていただきます。昨年の事業継続支援金、それから国のほうで行っていました持続化給付金の上乗せ、そちらのデータがございまして、そのデータと今年申請いただきました方を突き合わせまして、まだ申請していない方に声がけのほうをこれからやっていきたいなというふうに思っております。

あと、家賃支援事業のほうに関しましては、まだ少しPR不足もあるのかなと。来年1月まで申請受付期間になってございますので、これも去年国のほうの家賃支援給付金の上乗せという事業をやっておりまして、対象者は50%以上の方だったんですけども、去年のデータがございまして、こちらと突き合わせまして、申請されていない方には声がけのほうをしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長（高橋たい子君） 日程第5、報告第8号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第8号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、令和3年4月16日に仙台市青葉区一番町一丁目の国道286号線において、町職員が運転する公用車が走行中、前方で減速した自動車に追突し損傷させた事故について、和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであり、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第2項の規定により専決処分したので報告するものです。

詳細については担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、報告第8号専決処分の報告について詳細説明をいたします。

5ページになります。

専決処分書のとおり、専決処分日は令和3年6月3日になります。

専決処分の内容につきまして説明をいたします。

交通事故の発生状況につきましては、令和3年4月16日金曜日午前9時3分頃、仙台市青葉区一番町一丁目地内の国道286号線、東二番丁通になります、におきまして、県庁方面へ走行中の職員が運転する公用車が、前方を走行中の減速した相手方車両に追突したものです。

記の1、和解及び損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりです。

2の和解の内容及び3の損害賠償の額につきましては、事故の過失割合を町100%として、相手方車両の被害総額28万7,155円を損害賠償額として支払い、そのほかの異議、請求をしないことで和解が成立したものです。

なお、この事故の当事者職員及び所属課長に対しましては、事故の実態を検証し、安全運転の徹底など、より一層の安全運転に努めるよう指導したところです。

以上、専決処分内容の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。12番秋本好則君。

○12番（秋本好則君） すみません、過失の割合で100%町ということなので、ちょっと私も裁

判関係をしているものですから、100%の過失というのを経験していないんですが、どのようなことで町100%というふうに和解になったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 過失割合100%ということですが、今回は追突ということになります。通常、追突の場合ですと追突車両のほうの責任が大きいというのが原則なんですけど、代行していただいている保険会社において、今回の追突事案に関しては相手方のほうに過失割合は全くなく、今回追突した職員のほうに全て非があるということで、今までの事例等を参考にこのような形でこちらのほうに100%の責任があるということで示談になった次第でございます。要は追突というのが、走行中であつたとしてもこちらの追突ということで、こちらのほうの過失割合が100になるということになっております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかにないようですので、以上で報告第8号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第6 報告第9号 専決処分の報告について

（柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第6、報告第9号専決処分の報告について報告を求めます。

町長の発言を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第9号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、「デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が令和3年9月1日に施行されたことに伴うものです。

改正の主な内容は、デジタル庁の新設に伴い、情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたことから、情報提供ネットワークシステムに記録される情報提供記録の訂正をした場合の通知先を内閣総理大臣に変更したものです。

あわせて、現行条例において規定を引用している「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の項の繰下げに合わせて、所要の改正を行ったものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第8項の規定により専決処分したので、報告するものです。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号専決処分の報告についてを終結いたします。

お諮りいたします。日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第9、議案第12号教育委員会委員の任命については、人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。

これより直ちに創作室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

ただいまから休憩いたします。

なお、全員協議会終了次第、再開いたします。

午前 9時55分 休 憩

午前10時02分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋たい子君） 日程第7、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、菅野敏明氏が令和3年12月31日付をもって任期満了となります。

菅野氏は、平成25年1月から現在に至るまで、豊富な経験を生かし、人権擁護に関する相談や各種相談に懇切丁寧に対応されております。また、平成30年度から大河原人権擁護委員会協議会副会長及び宮城県人権擁護委員会連合会、高齢者・障がい者人権委員会委員長に就任され、幅広く人権思想の普及高揚に努めていただいております。

つきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、かつ人権擁護について理解がある菅野敏明氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

日程第8 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋たい子君） 日程第8、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員、佐藤峰子氏が令和3年12月31日付をもって任期満了となります。

佐藤氏は、平成28年1月から現在に至るまで、児童福祉に関する専門的な知識を生かし、人権擁護に関する啓発活動や各種相談など、人権思想の普及高揚に力を注いでおります。さらに、仙台法務局大河原支局管内の活動においては、子ども委員会委員として子どもをめぐる人的な

問題に熱意を持って取り組んでおります。

つきましては、人格、識見ともに高く、人権擁護について理解のある佐藤峰子氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

日程第9 議案第12号 教育委員会委員の任命について

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第12号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第12号教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

現在教育委員会委員であります日下輝美氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となりますが、再度委員に任命したいので、提案いたします。

日下輝美氏は、福島学院大学福祉学部福祉心理学科の学科長として、社会福祉や児童福祉などで活躍できる人材の育成に尽力し、教育分野の充実・発展に貢献されております。

平成25年10月1日の委員就任後は、専門的な識見、多様な視点から、柴田町の教育施策に対し助言をいただいております。

このように、教育や福祉の分野に深い造詣があり、信頼も厚い日下輝美氏を教育委員会委員

に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第12号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、議案第12号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

日程第10 議案第13号 柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第10、議案第13号柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第13号柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

令和3年7月1日、第10区自治会を地方自治法第260条の2第1項に基づく地縁団体として認可いたしました。これに伴い、第10区自治会は法人格を持った団体として団体名義での資産登記ができるようになりました。

ついでには、昭和53年12月に建築された第10区集会所を解体し、第10区自治会が自己所有の集会所として新しく建て替えることになりましたので、条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書9ページをお願いいたします。

柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例です。

今回の改正では、条例中、別表第1で集会所の名称と位置を規定しておりますが、1か所の改正を行うものであります。

別表中から「第10区集会所」を削除するものです。

第10区行政区において、第10区自治会が一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成の交付決定を受け、自己所有のコミュニティセンターとして集会所を建設することから、現在の集会所の解体をいたしましたので、削除するものです。

附則です。この条例は公布の日から施行としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第11 議案第14号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第11、議案第14号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第14号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づく認可を受けた地縁による団体に対し、町民税を減免することについての規定を整備するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（安彦秀昭君） それでは、議案第14号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

主な内容についてでございますが、自治会等が地方自治法の規定に基づく認可を受けた地縁による団体、いわゆる認可地縁団体となった場合、法人となり、法人町民税の課税対象となります。

しかし、認可地縁団体は地区の住民相互の連絡、環境の整備や集会施設の維持管理等、良好

な地域社会の維持形成に資する地域的な活動を行うことを目的としており、高い公益性が認められること、また収益事業を行わないため担税能力が低いことから、公益社団法人及びNPO法人等と同様の減免措置を講ずるものでございます。

それでは、条文についてご説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

第51条は、町民税の減免についてです。第1項第5号、減免の対象とする者に「地方自治法の許可を受けた地縁による団体で、収益事業を行わない者」を加えるものでございます。

附則になります。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願い致します。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第12 議案第15号 柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例及び柴田町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第15号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例及び柴田町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第15号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例及び柴田町手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、個人番号カードを利用し、民間事業者がコンビニエンスストア等に設置する多機能端末機から住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書を取得できるサービスを導入することに伴うものでございます。

なお、サービス開始は令和4年1月4日を予定しております。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（遠藤 稔君） それでは、議案第15号柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例及び柴田町手数料条例の一部を改正する条例の詳細説明をいたします。

初めに、今回の条例改正の背景ですが、現在、国では自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進しており、行政サービスにつきましてはデジタル技術や各種データを活用して住民の利便性を向上させていくことが求められております。このため、オンライン上での身分証明書となる個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの普及を図っているところですが、その活用法の一つとして、住民票等の証明書をコンビニエンスストア等が設置する多機能端末機から取得できるコンビニ交付サービスが国から推奨されております。

提案理由にもございましたが、今般、本町におきまして令和4年1月4日からコンビニ交付サービスを開始する予定としており、より多くの町民がこのサービスの利便性を享受できるよう、その利用を促進するために、コンビニ交付による各種証明書の発行手数料を減額する改正をするものでございます。

議案書の13ページをお開きください。

今回の条例改正は、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機等から各種証明書等を発行するための条例改正になりますので、関連する2つの条例を改正いたします。

改正文です。

まず第1条ですが、柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

条文です。

条例第15条では、印鑑登録証明書の交付及び申請についての規定になりますが、多機能端末機等から申請及び交付を可能とするため、第3項として「印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書が記録されている個人番号カードを利用して、多機能端末機または窓口専用端末機に自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる」との条文を加えるものです。

14ページをお開きください。

次に、第2条です。

柴田町手数料条例の一部を次のように改正する。

条文です。

条例第2条各号では、各種手数料の種類及び金額を規定しております。現在、窓口から交付する場合の手数を第1号の戸籍の謄本・抄本は450円、第17号の課税に関する証明書、第23号の住民票の写し、第27号の戸籍の附票、第29号の印鑑登録証明書は350円としておりますが、多機能端末機から申請・発行した場合は、それぞれ100円を減額するものであります。

なお、第23号の改正前の括弧書き部分の「同一世帯の4人までを1通とし、4人までを増す

ごとに200円を加算する」との条文についてですが、コンビニ交付で発行する証明書については全国標準仕様により複数枚であっても加算することができないものとなっていることから、窓口交付の場合についても複数枚での加算を廃止し、何人世帯であっても1通につき350円とするものであります。

第25号の広域交付住民票の写しについては、今回のコンビニ交付の対象外ですが、先ほど説明しました第23号住民票の写しの括弧書きの条文と同様の規定となっておりますので、整合性を保つために同じく削除するものです。

続いて、第6条です。

手数料の減免についての規定になりますが、多機能端末機では減免の対応ができないことから、減免しない旨の文言を加えるものです。

なお、減免申請についてはこれまで同様に窓口での申請となります。

最後に附則です。この条例は令和4年1月4日から施行するものです。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

ただいまから休憩いたします。

10時35分再開いたします。

午前10時23分 休 憩

午前10時35分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第13 議案第16号 令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負変更契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第16号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負変更契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第16号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負変更契約についての提案理由を申し上げます。

現在施工中であります庁舎・保健センター耐震補強等工事の建築工事におきまして、工事の

一部に変更が生じたため、契約の変更を行うものです。

主な内容は、足場設置後の詳細調査により、外壁の補修工事が増えたこと、また庁舎3階執務エリア及び5階議場の床の仕様を変更するものです。

請負業者との協議も整い、工事請負変更仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） 議案書17ページをお願いいたします。

議案第16号令和2年度庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）請負変更契約について説明をいたします。

この工事請負契約につきましては、令和2年6月9日に議決をいただき、施工してまいりました。

今回の主な変更内容は、外壁などの補修数量の増減、庁舎3階執務エリア、5階議場の床の仕様を変更するなど、工事内容に変更が生じたことから、増額の変更契約をするものです。

契約の金額につきましては、変更前5億6,515万8,000円で請負契約を締結しておりましたが、2,213万2,000円を増額して、変更後の契約金額を5億8,729万円とするものです。

変更契約の相手方は、株式会社松浦組となり、令和3年8月12日に仮契約を締結しております。

続きまして、工事変更内容について説明をいたします。

議案第16号関係資料をご覧ください。

庁舎・保健センター耐震補強等工事（建築工事）の3階、5階の平面図と南側からの立面図、主な変更内容となります右下側の表の凡例をご覧ください。

1点目から4点目は、立面図の低層棟、高層棟の内壁、外壁及び床について、足場設置後の詳細調査等により、クラック補修の数量が812メートルの減、モルタル浮き補修が367.8平方メートルの増、欠損部補修が135か所の増、鉄筋爆裂部補修が534か所の増と、それぞれ数量が増となります。

5点目、3階平面図の赤い斜線部分、⑤の教育委員会執務エリア、床200平方メートルの改修工事は、1階・2階執務室同じく電気電話配線やLANケーブルに配慮し、塩ビタイル張替えからOAフロアにタイルカーペット張りの二重構造の床施工に変更するものです。

6点目、議場の改修は、当初壁、天井のみとしておりましたが、5階平面図の赤い斜線部分、⑥の議場床の192平方メートルについて、段差解消を図りフラット化し、有効利用を図るため、タイルカーペット張りの床施工に変更するものです。

なお、議場の机、椅子等の配置については、あくまでも参考例となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第14 議案第17号 令和3年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第17号令和3年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第17号令和3年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

本工事は、町道富沢16号線内を横断する五間堀左岸低地排水路の函渠工及び道路側溝を整備するものです。

既決予算に基づき、6月18日に特別簡易型総合評価落札方式による制限つき一般競争入札の公告を行い、7月13日に入札執行いたしました。

入札参加者は、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、株式会社松浦組の4者でありました。

入札を執行した結果、株式会社四保工務店と1億3,640万円で工事請負仮契約を7月16日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、議案第17号令和3年度町道富沢16号線道路改良工事請負契約に係る入札と契約に関する説明をいたします。

今回の工事につきましては、工事設計額が5,000万円を超えることから、工事の品質確保の

観点などから、入札方針により施工能力など価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定します特別簡易型総合評価落札方式による制限つき一般競争入札により行うことを決定し、宮城県内の名取市以南の4市9町に本店を有する事業者で、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらには価格と品質の両面から総合的に優れた事業者を確保する観点から、経営事項審査での土木一式の総合評定値が750点以上であることを条件として執行しております。

入札の結果を説明いたします。

議案第17号関係資料、1ページをご覧ください。

6月18日に制限つき一般競争入札の公告を行い、入札参加申請書が提出された申請者について、入札参加資格を審査し、承認した4事業者の参加により7月13日に入札の執行を行いました。

2ページ目をお願いいたします。

予定価格は消費税抜きで1億2,476万5,000円で、最低制限価格は消費税抜きで1億1,090万3,000円です。

入札の結果、第1回目の入札で金額1億2,400万円で応札し、価格以外の評価点と価格評価点を合算した総合評価点数が100点で1番であった株式会社四保工務店を落札者といたしました。

7月16日に仮契約を締結し、工期は議決日の翌日から令和4年3月15日までとなります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、工事の詳細説明を申し上げます。

議案第17号関係資料、3ページをご覧ください。

資料についてですが、左上に平面図、右上に標準断面図、下側に函渠工の側面図と詳細図、右側には工事概要を記載してございます。

今回の工事については、主に2工種でございます。

1つ目は平面図に赤丸で囲んでいる箇所です、引き出し線で函渠工と記載しています。現在、町道富沢16号線内を五間堀左岸低地排水路が横断しています。現況は、道幅に合った幅5.3メートル、長さ11.4メートルの橋梁が架設されています。道路改良工事が進みますと、10.9メートルの道路幅員が必要になりますので、既設橋梁を撤去いたしまして、新たに長さ9.1メートル、幅10.9メートルのボックスカルバートを敷設するものでございます。

なお、新たに敷設しますボックスカルバートですが、工事概要に記載してはいますが、幅3.8メートル、高さ2.4メートルのものを眼鏡型にダブルで敷設する二連の構造となります。

また、このボックスカルバート敷設に当たっては、ボックスを支える基礎ぐいとしまして直径60センチメートル、長さ20メートルから22メートルのコンクリートぐいを15本打ち込むものでございます。

2つ目です。排水溝になります。側溝の整備になります。昨年度まで起点部であります富沢側から整備を進めてまいりました。今回は平面図で、赤色で表示区間の整備を行います。今回は上川名側718メートル区間の整備を行うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第15 議案第18号 令和3年度二本杉町営住宅建替事業二本杉公園整備工事 請負契約について

○議長（高橋たい子君） 日程第15、議案第18号令和3年度二本杉町営住宅建替事業二本杉公園整備工事請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第18号令和3年度二本杉町営住宅建替事業二本杉公園整備工事請負契約についての提案理由を申し上げます。

二本杉公園は、二本杉町営住宅建替事業の一環で北船岡集会所の北側に整備するものであります。

既決予算に基づき、6月18日に特別簡易型総合評価落札方式による制限つき一般競争入札の公告を行い、7月13日に入札執行いたしました。

入札参加者は、丸敏建設株式会社、株式会社四保工務店、株式会社竹有土木、株式会社松浦組の4者でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と6,545万円で工事請負仮契約を7月16日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、議案第18号令和3年度二本杉町営住宅建替事業二本杉公園整備工事請負契約に係る入札と契約に関する説明をいたします。

今回の工事につきましては、工事設計額が5,000万円を超えることから、工事の品質確保の観点などから、入札方針により施工能力などの価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定します特別簡易型総合評価落札方式による制限つき一般競争入札により行うことを決定し、宮城県内の名取市以南の4市9町に本店を有する事業者で、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること、さらには価格と品質の両面から総合的に優れた事業者を確保する観点から、経営事項審査での土木一式の総合評定値が750点以上であることを条件として執行しております。

入札の結果を説明いたします。

議案第18号関係資料の1ページをご覧ください。

6月18日に制限つき一般競争入札の公告を行い、入札参加申請書が提出された申請者について、入札参加資格を審査し、承認した4事業者の参加により7月13日に入札の執行を行いました。

2ページ目をお願いいたします。

予定価格は消費税抜きで6,132万5,000円で、最低制限価格は消費税抜きで5,434万8,000円です。

入札の結果、第1回目の入札で金額5,950万円で応札し、価格以外の評価点と価格評価点を合算した総合評価点数が100点で1番であった株式会社松浦組を落札者といたしました。

7月16日に仮契約を締結し、工期は議決日の翌日から令和4年3月15日までとなります。

以上、入札と契約に係る内容についての説明となります。

○議長（高橋たい子君） 次に、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） それでは、工事の詳細説明を申し上げます。

議案第18号関係資料、3ページをご覧ください。

資料についてでございますが、左上に位置図、左下に工事概要、右側に平面図を記載してございます。

公園整備に当たってですが、第29B行政区の行政区長さんをはじめ、北船岡地区子ども会育成会、PTA、それから地域住民と共にワークショップを3回ほど開催しまして、いただいたご意見をベースに今回の施設配置計画をまとめたものでございます。

最初に、公園整備の位置関係ですが、先ほど提案理由で町長が申し上げたとおり、北船岡集会所の北側、北船岡町営住宅から見ますと西側ということになります。

次に、資料右側の平面図をご覧ください。

最初に、公園の全体面積でございます。2,885平方メートルになります。

公園敷地全体を園路などによりまして大きく3つのゾーンに分けています。

右側には広場ゾーンです。地域のお祭り、それからイベントなどで活用できる多目的な広場を整備するものでございます。この広場については、クレー舗装、いわゆるグラウンドなどに用いる一般的な土系の舗装を行います。

また、広場ゾーンの一部としまして、安らぎゾーンと表示していますが、あずまや、ベンチ、水飲み、照明などを設置いたします。

左上ですが、遊びのゾーンです。ターザンロープや4連ブランコ、それから複合遊具、スイング遊具などを設置いたします。

それから、左下のゾーンにつきましては、健康づくりゾーンになります。ぶら下がり器具、それからストレッチ器具、背伸ばしベンチなど、4基ほど設置いたします。

公園の出入口でございますが、西側に1か所、東側に2か所設置いたします。

また、自転車の駐輪場として、東側に6台分のスペースを確保しています。

さらに、周辺は高さ80センチメートルのフェンスを全面に設置するほか、八重紅しだれ桜、それからドウダンツツジなど、約390本の植栽を行ってまいります。

なお、公園全体に有孔管、いわゆる暗渠を敷設しまして、水はけ機能を向上することとしていきます。

最後に、この公園の高さ関係でございます。現況の高さが周辺道路より80センチメートルほど今も高くなっている状況でございますので、今の高さを保った計画で考えております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第16 議案第19号 財産の無償貸付について

○議長（高橋たい子君） 日程第16、議案第19号財産の無償貸付についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第19号財産の無償貸付についての提案理

由を申し上げます。

地方自治法第260条の2第1項に基づく地縁団体として第10区自治会が認可され、集会所を建設することになりました。地域住民の共同利用に供する施設となることから、建設用地として必要な土地を無償で貸し付けるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、議案第19号財産の無償貸付について詳細説明をいたします。23ページになります。

今回の無償貸付につきましては、先ほど柴田町地区集会所条例の一部を改正する条例でも説明したとおり、第10区集会所を解体し、条例より削除し、土地を普通財産とした上で無償貸付を行うということになります。

第10区自治会が認可地縁団体として自己所有の集会所を建設することから、建設用地として必要な土地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号により議会の議決を求めるものです。

貸付けの内容ですが、議案第19号関係資料をご覧ください。

申し訳ありませんが、関係資料の凡例の中で地積が260.25平方メートルとなっておりますが、こちらは260.35平方メートルの間違いでしたので、訂正をお願いいたします。

今回貸付けをする土地については、船迫こどもセンター敷地内になりますが、第10区新集会所建設予定地として赤線で囲まれた部分となります。

1、無償貸付けする財産としては、柴田町大字船岡字若葉町10番21、宅地になります。260.35平方メートルになります。

2、貸付けする期間については、柴田町財産規則第19条により、土地の貸付期間は30年を超えることができないため、令和33年3月31日までとしております。

3、相手方は第10区自治会となります。

4、貸付けの理由については記載のとおりとなります。

なお、議会でお認めいただきましたら、第10区自治会と賃貸借契約書を取り交わすこととなります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第17 議案第20号 令和3年度柴田町一般会計補正予算

日程第18 議案第21号 令和3年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程第19 議案第22号 令和3年度柴田町介護保険特別会計補正予算

日程第20 議案第23号 令和3年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

日程第21 議案第24号 令和3年度柴田町水道事業会計補正予算

日程第22 議案第25号 令和3年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第17、議案第20号令和3年度柴田町一般会計補正予算、日程第18、議案第21号令和3年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、日程第19、議案第22号令和3年度柴田町介護保険特別会計補正予算、日程第20、議案第23号令和3年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、日程第21、議案第24号令和3年度柴田町水道事業会計補正予算、日程第22、議案第25号令和3年度柴田町下水道事業会計補正予算、以上6件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第20号令和3年度柴田町一般会計補正予算、議案第21号令和3年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第22号令和3年度柴田町介護保険特別会計補正予算、議案第23号令和3年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第24号令和3年度柴田町水道事業会計補正予算、議案第25号令和3年度柴田町下水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

議案第20号につきましては、令和2年度歳入歳出決算による歳計剰余金をはじめ、緊急の対応に要する経費などについて補正するものです。

補正の主なものは、歳入として地方交付税、国県支出金、繰入金、繰越金及び町債などの補正を行い、歳出としてはあぶくま急行定時定路線・生活維持支援金、道路改修工事、船岡若葉町地区雨水対策工事及び特定目的基金への積立てなどに要する経費を措置するものです。また、4月の人事異動に伴う人件費の補正を行うほか、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の変更を行うものです。歳入歳出それぞれ9億7,639万3,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ151億8,545万9,000円とするものです。

議案第21号につきましては、令和2年度国民健康保険事業特別会計決算による歳計剰余金の繰越しになります。

補正の主なものは、歳入として繰越金の増額であります。歳出としては、歳計剰余金の財政調整基金への積立金の補正であります。歳入歳出それぞれ3,635万3,000円を追加し、補正後の予算総額を38億524万5,000円とするものです。

議案第22号につきましては、令和2年度介護保険事業特別会計決算による歳計剰余金の繰越し及び国県支出金の償還金等です。

歳入では、令和2年度決算による繰越金の増額等が主な内容となっております。歳出では、決算剰余金の介護給付費準備基金への積立て、介護給付費の確定による国県への返還金、一般会計への繰出金及び保険給付費の増額補正などであります。歳入歳出それぞれ2億2,275万4,000円を追加し、補正後の予算総額を32億9,215万7,000円とするものです。

議案第23号につきましては、令和2年度後期高齢者医療特別会計決算による歳計剰余金の繰越しになります。

補正の主なものは、歳入として繰越金の増額であります。歳出としては、宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額及び一般会計繰出金の増額であります。歳入歳出それぞれ127万8,000円を追加し、補正後の予算総額を4億2,676万2,000円とするものです。

議案第24号につきましては、4月の人事異動に伴う人件費、ほ場整備事業に伴う水道本管移設工事に係る負担金と工事請負費、また配水管布設工事に係る実施設計委託料と工事請負費を補正するものです。

収益的収入は183万円増額し、補正後の予算総額は13億1,129万9,000円となります。

収益的支出は771万4,000円を増額し、補正後の予算総額は10億9,513万4,000円となります。

資本的収入は1,497万6,000円を増額し、補正後の予算総額は8,497万8,000円となります。

資本的支出は7,319万6,000円増額し、補正後の予算総額は5億3,518万6,000円となります。

議案第25号につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費、建設改良費の污水管渠等整備事業の委託費から工事請負費への補正及び雨水管渠等整備事業の工事請負費を補正するものです。

収益的収入は、収入補正がありません。

収益的支出は27万円増額し、補正後の予算総額は11億5,950万4,000円となります。

資本的収入は2,600万円増額し、補正後の予算総額は10億8,121万3,000円となります。

資本的支出は1,988万6,000円増額し、補正後の予算総額は13億8,465万3,000円となります。

以上、各種会計の補正予算の概要を申し述べましたが、詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第20号について、財政課長。

○財政課長（森 浩君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

議案書25ページをお願いいたします。

議案第20号令和3年度柴田町一般会計補正予算です。

補正予算の総額ですが、9億7,639万3,000円を増額し、補正後総額を151億8,545万9,000円とするものです。

今回の補正の主なものにつきましては、令和2年度決算による歳計剰余金の繰越しに伴い、積立金等を計上し、ふるさと柴田応援基金の繰入れによる充当事業の増、普通交付税、臨時財政対策債の確定による補正を計上するとともに、そのほか6月補正予算編成後に具体化した水害対策や国県補助事業等の交付決定を受け、事業費の補正となります。

今回の補正においては、基金への積立てを重点として計上しており、財政調整基金の残高については15億円を超え、過去最高となっております。

31ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正です。追加4件、変更1件となります。

追加のリース料、利用料については、平成27年3月から利用している住民情報システムなどの更新を行うため、令和4年度当初から遅滞なく事業を実施するために、今年度中に契約行為など事前手続を行うため、記載のとおり期間、限度額を設定するものです。

変更の1件は、契約が確定に伴い、限度額の減額変更となります。

32ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。変更1件となります。

変更につきましては、臨時財政対策費の起債限度額を地方交付税の算定により国から発行可能額が示されたことから、1億7,120万円を減額し5億7,380万円に記載限度額を変更するものです。

歳入歳出について、主なものについて説明をさせていただきます。

35ページをお願いいたします。

歳入です。

12款1項1目地方交付税3億6,653万3,000円の増は、普通交付税の算定の結果、27億1,653万3,000円と確定し、増額となり、これは交付税算定の中で地域デジタル社会推進費など費目追加等により基準財政需要額が伸びた一方、町民税の減により基準財政収入額が減少し、財源不足額が拡大したことによるものです。

16款 2項 2目 民生費国庫補助金 3節 子育て支援交付金278万6,000円、5節 保育対策総合支援事業費補助金350万円は、国繰越しの令和2年度第3次補正事業として、児童クラブや保育所の業務負担軽減を図るため、ICTを活用した業務システムの導入事業や、新型コロナウイルス感染症対策を対象として補助されるものです。

36ページ、7目 災害復旧費国庫補助金 2節 災害等廃棄物処理事業費補助金175万5,000円の増は、令和3年2月の福島県沖地震災害に係る被災家屋の解体費用の2分の1が補助されます。

17款 2項 2目 民生費補助金 4節 児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金278万6,000円は、国庫補助事業でも説明いたしました放課後児童クラブのICT化事業に対し、県から補助として交付されます。

20款 1項 1目 他会計繰入金560万6,000円の増は、後期高齢者医療特別会計と介護保険特別会計における令和2年度決算に伴う精算金を補正計上するものです。

2目 基金繰入金 2億8,950万2,000円の増ですが、財政調整基金を1億47万9,000円繰戻しするものです。

なお、歳出で説明いたしますが、令和2年度決算に伴います歳計剰余金の2分の1以上の金額として3億8,386万円の積立てを行いますので、これにより9月補正後の財政調整基金残高は約15億3,390万円となります。

次に、ふるさと柴田応援基金 3億8,616万1,000円の増につきましては、令和2年度末における基金残高が9億4,362万8,397円となり、既に当初予算で繰入れをした5億円に追加して、寄附で指定された用途に充当するため、それぞれ繰入れをするものです。

なお、歳出の充当事業については、9月会議関係資料、令和2年度ふるさと柴田応援寄附金、令和3年度一般会計予算充当表のとおりとなっておりますので、ご確認をお願いいたします。

21款 1項 1目 繰越金 1節 前年度繰越金につきましては、令和2年度決算により生じました歳計剰余金 4億8,109万5,000円から当初予算計上額3,000万円を差し引きました4億5,109万5,000円を計上するものです。

23款 1項 5目 臨時財政対策債 1億7,120万円の減につきましては、第3表地方債補正で説明いたしました内容での補正計上となります。

次に、39ページ、歳出です。

こちらにも主なものについて説明をさせていただきます。

各科目にわたり、給料、職員手当等、共済費などの職員人件費の補正を行っておりますが、これにつきましては主に4月の人事異動等に伴う増減となります。

41ページ、2款1項5目財産管理費16節公有財産購入費1,000万円の増は、槻木保育所用地として保育所左側で槻木体育館南側の隣接地の宅地、627平方メートルの宅地を購入するため、補正計上するものです。

次に、6目基金管理費24節積立金3億8,386万円の増については、令和2年度決算に伴い、歳計剰余金の2分の1以上の額として積立てを行うものです。

42ページになります。

10目交通防犯対策費2,425万9,000円の増につきましては、安全・安心対策費として防犯灯の修繕、新設改良、子育て施設周辺の交通安全施設の改良工事、それから道路区画線等の再設置に係る経費を増額計上するものです。

次に、45ページ、46ページになります。

3款2項1目児童福祉総務費1,729万3,000円の増は、歳入でも説明いたしましたが保育所、放課後児童クラブなどの業務のICT化に係る使用料、ネットワーク整備工事、タブレット購入に係る経費を増額計上するものです。

次に、49ページになります。

4款1項7目予防費、新型コロナウイルス予防接種事業920万円の増につきましては、事業進捗に伴い、予算科目の組替え、大規模接種会場接種分への代行手数料の計上、町内医院等での個別接種への協力金の補正計上となります。

次に、52ページをお願いいたします。

6款2項1目林業総務費12節委託料、森林経営管理制度移行調査準備計画策定業務委託料343万2,000円の増は、森林環境譲与税基金から取り崩し、経営管理権集積計画策定のための準備を行うものでございます。

次に、54ページをお願いいたします。

8款2項2目道路維持費9,206万1,000円の増は、水害対策として雨水対策実施設計委託料や対策工事を計上し、道路整備事業として道路補修工事、道路等新設工事ほか事業費を計上しております。

次のページになります。

8款4項3目公園緑地費8,203万7,000円の増は、テングス病駆除、剪定などを行う桜育成管理委託料及び公園草刈り委託料、公園樹木等管理委託料をそれぞれ増額補正、計上するものです。

14節工事請負費3,720万円の増につきましても、公園照明設備工事、船岡城址公園施設補修

工事を行うものです。

57ページ、10款1項2目教育管理費2,509万3,000円の増ですが、10節消耗品費559万1,000円は昨年度導入したタブレット3,080台分のタッチペン、保護フィルムを購入するものです。

12節委託料の中学校テニスコート改修工事実施設計業務委託料768万9,000円の増は、今年度、国の補助を受けて船岡・船迫中学校で校庭整備工事を行っておりますが、テニスコートについては補助対象とならないことから、3中学校分の実施設計業務を委託するものです。工事については、来年度以降で順次計画をしております。

次のページになります。

21節補償補填及び賠償金、授業目的公衆送信補償金38万3,000円は、著作権法の改正により、ICTを活用した授業での著作物利用に当たり補償金を支払うことが必要となったものでございます。

次に、62ページになります。

10款5項4目図書館費24節積立金として、図書館建設基金に9,614万1,000円の積立てを行います。財源は、令和2年度決算で確定したふるさと柴田応援基金繰入金により指定された766万1,000円に加え、自治体お任せ分から8,848万円を加算しております。これにより、基金の残高は約3億円となります。

次に、10款6項1目保健体育総務費24節積立金として、スポーツ振興基金に6,325万1,000円の積立てを行います。財源をふるさと柴田応援基金繰入金として指定された382万円に加え、自治体お任せ分から5,943万1,000円を加算しております。これにより、基金の残高は約6億円となります。

63ページになります。

3目学校給食センター費24節積立金5,678万円の増につきましても、同じくふるさと柴田応援基金繰入金を財源といたしまして学校給食センター建設等整備基金に積立てを行います。指定された1,661万2,000円に加え、自治体お任せから4,016万8,000円を加算しております。これにより、基金の残高は約3億円となります。

11款2項2目鉄道施設災害復旧費598万3,000円の増は、令和3年2月の福島県沖地震災害に係る阿武隈急行の災害復旧工事に対する事業補助を補正計上するものです。

65ページ以降の給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書については、今回の補正において人件費、町債の補正がありましたので、補正前、補正後の比較となります。

また、関係資料として令和3年度柴田町議会9月会議関係資料として、補正予算の概要、過

去5年間の地方交付税と臨時財政対策債の推移、町債元利償還見込額の推移、過去5年間の基金残高の推移、そしてふるさと柴田応援寄附金の充当表をお配りしておりますので、参考資料としてご確認をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第21号及び議案第23号について、健康推進課長。

○健康推進課長（水戸浩幸君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書71ページをお開きください。

議案第21号令和3年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

補正予算の総額ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,635万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億524万5,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和2年度の決算に伴う補正となります。

主なものについて説明をさせていただきます。

74ページをお開きください。

歳入です。

初めに、7款1項1目繰越金3,635万3,000円の増額ですが、令和2年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

続いて、歳出になります。

6款1項1目財政調整基金積立金3,571万3,000円の増額です。柴田町国民健康保険事業財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第2条第1項により、令和2年度決算に伴う歳計剰余金3,635万3,000円の2分の1以上に相当する額を基金に積み立てるものです。

なお、財政調整基金の残高は、令和3年度当初予算で8,173万6,000円を基金から繰入れしているため、9月補正後の基金残高は4億2,982万2,309円となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第23号令和3年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

議案書83ページになります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,676万2,000円とするものです。

今回の補正につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和2年度の決算に伴う補正となります。

86ページをお開きください。

歳入です。

4款1項1目繰越金127万8,000円の増額ですが、令和2年度の決算に伴い、歳計剰余金を繰り越すものです。

次に、歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金24万6,000円の増額ですが、歳入の繰越金が増額となったことにより、広域連合への納付金を増額するものです。

次に、3款2項1目一般会計繰出金103万2,000円の増額ですが、令和2年度の事務費繰入金分につきまして精算により一般会計に戻入れをするものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第22号について、福祉課長。

○福祉課長（八矢英二君） それでは、議案第22号令和3年度柴田町介護保険特別会計補正予算について詳細説明をいたします。

議案書75ページをご覧ください。

今回の補正予算については、先ほど町長が申し上げたとおり、令和2年度介護保険特別会計決算に伴う歳計剰余金の繰越し並びに国庫支出金、支払基金、県支出金のおのおの償還金、また基金の積立金などが主な補正となります。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,275万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,215万7,000円とするものです。

歳入について説明いたします。

78ページをご覧ください。

主な項目のみ説明いたします。

7款繰入金1項一般会計繰入金4目低所得者保険料軽減繰入金11万1,000円は、令和2年度決算に伴う一般会計からの繰入金であります。

8款繰越金の2億2,264万3,000円の増額は、令和2年度の介護保険特別会計の決算に伴う繰越金となります。

続きまして、歳出補正について説明いたします。

79ページをご覧ください。

2款1項1目居宅介護サービス給付費18節負担金補助及び交付金800万円の増額から、次ページ、80ページの2款6項1目18節の特定入所者介護サービス費500万円までのおのおのの増

額は、令和3年度の給付見込みによる各項目の増加見込みによる補正となります。

5款1項1目基金積立金8,067万3,000円の増額は、令和2年度の介護保険事業の精算に伴う決算剰余金を介護保険給付費準備基金に積立してするものであります。今回の積立金により、介護給付費準備基金残高は2億4,644万8,209円となる見込みです。

81ページをご覧ください。

7款1項1目償還金22節償還金利子及び割引料の5,682万9,000円の増額は、令和2年度介護保険事業の決算に伴う国庫、支払基金、県への返還金です。

同じく2項1目他会計繰出金の457万3,000円の増額は、令和2年度介護保険事業の決算に伴い、一般会計から多く繰入れされていた分を一般会計に戻入れをするものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第24号及び議案第25号について、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、議案第24号令和3年度柴田町水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

議案書87ページをお開きください。

初めに、第2条。予算第2条の業務の予定量ですが、主要な建設改良事業について既決予定額に7,319万6,000円増額しまして、3億5,723万5,000円に補正を行うものです。

第3条は、予算第3条の収益的収入及び支出についての補正です。

収入の第1款水道事業収益の既決予定額に183万円を増額し、補正後の額を13億1,129万9,000円とするものです。

支出です。

第1款水道事業費用の既決予定額に771万4,000円を増額し、補正後の額を10億9,513万4,000円とするものです。

第4条では、予算第4条の資本的収入及び支出についての補正です。

収入です。

第1款資本的収入の既決予定額に1,497万6,000円増額し、補正後の額を8,497万8,000円とするものです。

88ページをお願いします。

支出では、第1款資本的支出の既決予定額に7,319万6,000円増額し、補正後の額を5億3,518万6,000円とするものです。

第5条では、予算第7条の職員給与費の既決予定額に98万9,000円増額し、4,092万2,000円

に改めるものです。

続いて、収益的収支並びに資本的収支の詳細につきまして説明させていただきます。

97ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

主立ったものについて説明申し上げます。

収入については、1款1項3目受託工事収益の1節給水工事収益183万円の増額は、一般会計の消防施設費において消火栓1基、当初1か所を計画しておりましたが、新たに1か所追加整備を図るための工事負担金を計上するものです。

支出です。

1款1項1目原水費及び浄水費、2目配水及び給水費、4目総係費における人件費について、人事異動等に伴い増額及び減額補正をお願いするものです。

1目原水及び浄水費の17節修繕費527万5,000円の増額は、船迫配水場敷地周辺の侵入防止の防護柵の修繕及び山田沢配水場の次亜塩素注入ポンプの修繕をお願いするものです。

98ページをお願いいたします。

3目受託工事費の23節工事請負費183万円の増額は、収入の受託工事収益にて説明させていただきました内容と同じく、消火栓1基追加設置の工事をお願いするものです。

次に、99ページをお願いします。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入の1款2項1目1節工事負担金ですが、葉坂地区ほ場整備事業において、町の水道本管1か所が支障となるため、宮城県大河原地方振興事務所からの移設工事に係る工事負担金1,497万6,000円の補正を計上するものです。

支出です。

8節の委託料は、配水管布設工事实施設計委託料ですが、今後の配水管布設工事に向け、葉坂下谷地地区、中名生西洞明田地区及び松ヶ越一丁目地区等、そのほか実施設計を行いたく、2,588万円の増額補正をお願いするものです。

9節の工事請負費ですが、収入において説明させていただきました葉坂ほ場整備事業に伴う水道本管の移設工事をはじめ、清住地区の配水管布設替え及び西船迫三丁目地区ほか舗装復旧費の増嵩分として4,693万6,000円の増額補正をお願いするものです。

議案第24号の詳細説明については以上でございます。

引き続きまして、議案第25号令和3年度柴田町下水道事業会計補正予算の詳細説明を申し上

げます。

議案書101ページをお開きください。

初めに第2条です。予算第2条の業務の予定量について、主要な建設改良事業の既決予定額に1,988万6,000円増額し8億464万2,000円に補正を行うものです。

第3条です。予算第3条の収益的収入及び支出についての補正です。

収入の補正はございません。

支出ですが、第1款下水道事業費用の既決予定額に27万円を増額し、補正後の額を11億5,950万4,000円とするものです。

第4条では、予算第4条の資本的収入及び支出の補正です。

収入です。

第1款資本的収入の既決予定額に2,600万円増額し、補正後の額を10億8,121万3,000円とするものです。

102ページをお願いします。

支出では、第1款資本的支出の既決予定額に1,988万6,000円を増額し、補正後の額を13億8,465万3,000円とするものです。

第5条においては、予算第9条の職員給与費の既決予定額から555万8,000円減額し3,367万5,000円に改めるものです。

続いて、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の詳細について説明させていただきます。

110ページをお願いします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

主立ったものについて申し上げます。

収入については、補正はありません。

支出です。

1款1項2目総係費では、人件費については人事異動に伴う増額補正であります。

111ページをお願いします。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入については、1款3項1目他会計支出金2,600万円の増額であります。西船迫一丁目の西船迫6号公園東側住宅地の雨水管渠等整備工事の実施に当たり、一般会計より事業費を支出金として支出いただくものです。

112ページをお願いします。

12節の汚水枝線工事実施設計委託料2,000万円の減額は、実施設計委託により次年度以降の発注図書の作成を予定しておりましたが、汚水管渠の工事延伸を推進したく、委託料を減額し、請負工事費に組替えを行うものです。

17節の工事請負費の4,600万円のうち、汚水管渠等整備事業は先ほどの委託料の減額分を船岡地区及び三名生地区の下水道管の整備推進を図るものであります。

雨水管渠等整備事業の西船迫地区は、収入でご説明しました雨水対策の工事費を計上するものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 本件6件に対する質疑は、後日の本会議で行います。

日程第23 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第23、一般質問を行います。

お諮りいたします。一般質問は、議会の新型コロナウイルス感染防止対策に基づき、通告書及び答弁書の配付をもって行うこととし、議場での読み上げ及び一問一答はしないことにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、一般質問は、議会の新型コロナウイルス感染防止対策に基づき、通告書及び答弁書の配付をもって行うこととし、議場での読み上げ及び一問一答はしないことに決定いたしました。

通告書は、事前に配付しております。

ただいま町長から答弁書が提出されましたので配付いたしました。ご確認いただきたいと思っております。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

9月9日午前9時30分再開といたします。

午前11時51分 散会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないこと

を証するためここに署名する。

令和3年9月6日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 9 番 平 間 幸 弘

署名議員 10 番 桜 場 政 行